

令和3年第3回区議会定例会

議員提出議案説明資料

(議員提出議案第1号)

杉並区高齢者補聴器購入費助成条例

<制定の趣旨>

近年、高齢化社会の到来により認知症患者の増加が社会的な問題として取り上げられ、認知症の予防対策に注目が集まっている。予防対策として加齢性難聴への医療的介入が認知症予防に有効であることが近年の研究結果から明らかになっており、認知症の前段階である軽度認知障害の時点で難聴がある場合、早期の補聴器の使用等の対策が必要である。

しかしながら、補聴器の普及率は欧米に比べて低く、その一因には購入費用の負担が重いことが指摘されている。この間、補聴器の購入については医療費控除の制度も導入されてはいるが、それでも家計への負担から購入を断念する方は少なくない状況である。

こうした状況のなか、東京23区では現在、13区で補聴器の購入費補助、もしくは補聴器の支給制度を設けており、今後3区が導入を予定している。当区においても、補聴器の購入推進を図り、高齢者の外出及び地域交流を支援し、閉じこもりを防止し、認知症予防を進めることが必要である。

そのために、補聴器の購入費に対する助成金に関し、必要な事項を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の概要>

1 目的 (第1条)

聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、補聴器(電池その他の附属品を除く)の購入に要した費用の全部又は一部を助成することにより、補聴器の利用を通じて当該高齢者の外出及び地域交流を支援し、閉じこもりを防止し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 助成対象者 (第2条)

補聴器購入費の助成を受けることができる者を、以下のいずれにも該当する者とする。

- ① 区内在住の65歳以上の者
- ② 医師により難聴のため補聴器の装用が必要であると診断されていること
- ③ 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けていないこと
- ④ その者の属する世帯の市町村民税(特別区民税を含む)が非課税であること

3 助成金の額等 (第3条)

補聴器購入費の助成は1回に限り、当該助成金の額は補聴器の購入に要した額とする。ただし、当該助成金の上限額を3万円とする。

4 助成の申請 (第4条)

申請に必要な提出書類を以下の通りとし、規則で定めるところにより、区長に申請するものとする。

- ① 難聴のため補聴器の装用が必要であることを証明する医師の診断書
- ② 補聴器購入費の支払をしたことを証する書類
- ③ その者の属する世帯の全ての世帯員の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類又は区長が必要と認める書類

また、申請は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。

5 助成の決定等 (第5条)

区長は、助成の申請があったときは、規則で定めるところにより可否を決定し申請したものに通知することとする。また、区長は助成をする旨の決定をしたときは、規則で定めるところにより助成金を支給することとする。

6 助成の決定の取消し等（第6条）

区長は、不正の手段により補聴器購入費の助成の決定を受けた者に対して、決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができることとする。

7 委任（第7条）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<実施の時期>

令和4年4月1日から施行する。（附則）